

《Labor Communication 2018・11》

「今、滋賀県が面白い！」朝の情報番組で、琵琶湖バレイを紹介していました。ちょうど10月末に日帰りバスツアーで行ってきたところです。大学時代にスキーに行っていた以来、素晴らしいリゾート地への変貌に目を見張りました。まずは定員100名を超えるロープウェイ。標高1100mまで一気に昇り、琵琶湖が一望できます。そしてスカイテラス！柵のかわりに青いタイルを敷き詰めた水のエリア、琵琶湖の風景や比良山系がダイナミックに堪能できるばかりでなく、空に浮かぶ雲を映し出し、幻想的な空間を作っています。旅の終わりはミシガンに乗船。空中からと水面からと両方から琵琶湖を楽しんできました！（小野山真）

年末調整関係 書類の確認を

★本人と配偶者の所得により控除額が33通りに細分化！

先月号でも触れさせていただきましたが、年末調整関係の書類のうち今年から新しく調製された「配偶者控除等の申告書」。本人と配偶者の収入を細かく記載する欄が設けられています。それにもとづき配偶者控除額を算定するのですが、控除額が細分化されているために、配偶者の収入目安をすこし誤ると控除額も変わってきます。控除額を間違ってしまうと来年の10月ぐらいに、税務署の方から「年末調整のやり直し」ということになりかねません。配偶者の収入については具体的にヒヤリングをして、金額に間違いが無いようにいたしましょう。

年次有給休暇 義務化？

★「働き方改革」の一環としての有給休暇の取得促進

最近、事務所の方に「来年から有給が義務化になるの？」という問い合わせが多くなりました。「5日間は会社の方で日にちを指定して有休を取らせなくてはならない」……そんなイメージなのかもしれません。少し勘違いしているところがあります。年間10日以上有給休暇が付与される労働者の場合で考えます。①労働者自身が申し出て5日有給休暇を取った場合は、会社の指定は0日、②労働者自身が2日申し出て計画的付与が3日の場合も、会社の指定は0日、③労働者自身が1日申し出て計画的付与が3日の場合に、会社の指定が1日必要になります。つまり、労働者自身の申出日数+計画的付与日数+会社の指定日数=5日になれば法的にはOKです。日数だけを追いかけるのではなく、有給休暇本来の目的である「リフレッシュして労働生産性の向上」となるよう、会社が目的をしっかりと労働者に説明し、トラブルのない運用へ！！



報酬と賞与の 厳格化

★平成31年1月4日から、報酬と賞与の取扱いが厳格化されます。

これは、給与支給時に同時に手当として賞与を支給している事業所に適用されるものです（給与と賞与が別々に支給されている事業所は関係ありません）。具体的には、①「賃金台帳」で賞与と給与が区別できるときは「賞与」扱い→賞与支払い届が必要 ②「賃金台帳」で賞与と給与が区別できないが、「賃金規程」で賞与と給与が区別できるときは「賞与」扱い→賞与支払い届が必要 ③「賃金台帳」でも「賃金規程」でも賞与と給与が区別できないときは、「賞与に係る報酬」扱い→算定基礎届の際に、12分の1をした金額を上乗せして標準報酬月額を算定する となります。事業所の定期調査の際に、今後は賃金台帳のほか、賃金規程の提出も厳格化されるものと思われますので、今一度、会社の規程をしっかりと確認いたしましょう。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

年末調整の季節。用紙の配布、回収のご準備を！